



令和元年(ワ)第172号, 令和2年(ワ)第216号, 令和3年(ワ)第181号

違法行為差止請求事件

原 告 和 田 廣 治 外7名

被 告 金 井 豊 外2名

令和5年5月17日

「原告らの立証計画概要」に対する意見書

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光 信



同

渡 辺 伸 子



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

八 木 宏



同

川 島 慶



被告ら及び補助参加人は、第13回口頭弁論における御庁の指示に従い、以下のとおり、令和5年3月16日付け「原告らの立証計画概要」に対する意見を申し述べる。

なお、志賀原子力発電所については、以下「本件原子力発電所」という。

1 「第1の1 回復することができない損害の意義」について

原告らは、「立証対象・関連する争点」として「回復することができない損害の意義」を、「証拠方法の概要」として「専門家・学者の意見書」を挙げるが、会社法360条の「損害」の意義については、法令解釈の問題であるところ、本件においては、既に主張が尽くされ、「裁判所の見解」（第10回口頭弁論調書）及び裁判長の見解（第12回口頭弁論調書）が示されているところである。

よって、「回復することができない損害の意義」について、追加の主張立証の必要性（民事訴訟法181条）は認められない。

2 「第1の2 事故発生時の損害の大きさ」について

(1) 原告らは、「立証対象・関連する争点」として「事故発生時の損害の大きさ」を、「証拠方法の概要」として「専門家・学者の意見書」及び「人証：福島第一原発事故被害者」を挙げるが、これまで被告ら及び補助参加人が明らかにしたとおり、新規制基準が、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、これと同程度の事故の発生の危険性がないようにするために考慮された基準とされる以上、取締役がそれに従い再稼働の判断をする場合には、基本的に会社法360条の要件としての善管注意義務及び忠実義務を果たしていることから、上記立証対象は、本件訴訟の争点である取締役の

善管注意義務及び忠実義務違反の有無との関連性が認められない。

(2) また、福島第一原子力発電所事故については、既に、同事故に係る各種調査委員会の報告書（甲第1号証、乙第13号証、乙第56号証ほか）をはじめとする多数の書証が取り調べられており、上記証拠方法はいずれも取り調べの必要性が認められない。

3 「第2の1 原発事故の危険性（事故の可能性）」について

(1) 原告らは、「立証対象・関連する争点」として「基準地震動策定の誤り」及び「重要度分類の誤り」を、「証拠方法の概要」として「専門家・学者の意見書」を挙げるが、これまで被告ら及び補助参加人が明らかにしたとおり、取締役自らが新規制基準の内容に関わる科学的、専門技術的事項を判断することが求められるものではないから、上記立証対象は、本件訴訟の争点である取締役の善管注意義務及び忠実義務違反の有無との関連性が認められない。

(2) また、基準地震動や重要度分類といった新規制基準の内容については、既に、原子力規制委員会が取りまとめた「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（乙第15号証）、新規制基準の合理性が争点となった裁判例（乙第130号証、乙第145号証ほか）といった多数の書証が取り調べられており、上記証拠方法はいずれも取り調べの必要性が認められない。

4 「第2の2 原発事故の危険性（損害の大きさ）」について

(1) 原告らは、「立証対象・関連する争点」として「避難計画の不備」を、「証拠方法の概要」として「専門家・学者の意見書」、「人証：本件原発周辺住民」及び「検証：周辺自治体の避難訓練」を挙げるが、これまで被告ら及び補助参加人が明らかにしたとおり、

被告ら及び補助参加人において、原子力災害対策特別措置法3条に基づく原子力事業者の責務を着実に履行している上、そもそも原告らは、本件原子力発電所において避難を要するような重大な事故が発生する具体的な機序を主張立証していないことから、原子力災害対策に係る事項は、本件訴訟の争点である取締役の善管注意義務及び忠実義務違反の有無との関連性が認められない。

(2) また、本件原子力発電所の原子力災害対策については、既に、補助参加人が内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出た原子力事業者防災業務計画（乙第73号証ほか）、周辺自治体の地域防災計画（甲第72ないし91号証、乙第68ないし71号証ほか）、原子力防災訓練の報告書（乙第78号証、乙第80号証ほか）といった多数の書証が取り調べられており、上記証拠方法はいずれも取り調べの必要性が認められない。

5 「第2の3 被告らによる安全対策検討の不十分」について

(1) 原告らは、「立証対象・関連する争点」として「被告らによる安全対策検討の不十分」を、「証拠方法の概要」として「取締役会議事録（文書提出命令）」を挙げるが、これまで被告ら及び補助参加人が明らかにしたとおり、取締役自らが原子力発電所の安全対策の内容に関わる科学的、専門技術的事項を判断することが求められるものではないから、上記立証対象は、本件訴訟の争点である取締役の善管注意義務及び忠実義務違反の有無との関連性が認められない。

(2) また、本件原子力発電所の安全対策の内容については、既に、補助参加人が原子力規制委員会に提出した原子炉設置変更許可申請書（乙第151号証ほか）、補助参加人が新規制基準適合性確認

審査に提出した審査資料（乙第16号証、乙第100号証ほか）、同審査会合の議事録（乙第95号証ほか）といった多数の書証が取り調べられており、上記証拠方法は取り調べの必要性が認められない。

6 「第3 本件原発の稼働コスト」について

- (1) 原告らは、「立証対象・関連する争点」として「本件原発の稼働コストの大きさ」及び「被告らによるコスト検討の不十分」を、「証拠方法の概要」として「人証：大島堅一教授」及び「取締役会議事録（文書提出命令）」を挙げるが、どの電源にどの程度投資することが妥当かという点は、経営方針の妥当性の問題であって違法性の問題たり得ないことから、本件訴訟の争点である取締役の善管注意義務及び忠実義務違反の有無との関連性が認められない。
- (2) また、本件原子力発電所のコストに関わる事項については、既に、国のエネルギー基本計画（乙第113号証ほか）、補助参加人の有価証券報告書（乙第122号証ほか）、統合報告書（乙第111号証ほか）、原告らが挙げる大島氏の意見書（甲第110号証）といった多数の書証が取り調べられていることから、上記証拠方法はいずれも取り調べの必要性が認められない。

7 「第4 被告らの対応」について

- (1) 原告らは、「立証対象・関連する争点」として「本件原発の危険性、コスト等に対する被告らのこれまでの言動」を、「証拠方法の概要」として「人証：原告本人」を挙げるが、本件原子力発電所の安全対策の内容やコストに関わる事項については、前記5及び

6で述べたとおり、既に多数の書証が取り調べられており、上記証拠方法は取り調べの必要性が認められない。

(2) また、第1回ないし第8回口頭弁論において、既に原告ら全員が法廷で意見陳述しており、原告本人の意見を法廷で述べたいとの希望は満たされている。それに加えて、原告らに対して本人尋問を行う必要はない。

8 結語

以上に述べたとおり、原告らの挙げる「証拠方法の概要」はいずれも取り調べの必要性が認められない。

以 上